
参議院議員選挙にかかわる

4番組についての意見

放送倫理検証委員会

委員長 川端 和治

委員長代行 小町谷育子

委員長代行 吉岡 忍

委員 石井 彦壽

委員 香山 リカ

委員 是枝 裕和

委員 重松 清

委員 立花 隆

委員 服部 孝章

委員 水島 久光

目次

I	はじめに — 選挙の公平・公正性と放送とのかかわり	1
II	審議の対象とした4番組	2
1	本件放送1：長野朝日放送『a b nステーション』	2
2	本件放送2：信越放送『S B Cニュースワイド』	3
3	本件放送3：T B S『関口宏の東京フレンドパークⅡ』	4
4	本件放送4：B S ジャパン『絶景に感動！思わず一句 初夏ぶらり旅』	4
III	本件放送1及び2に関する委員会の判断	
	— 選挙制度に対する理解を深めて欲しい	5
1	本件放送1及び2に共通する問題点	5
2	参議院比例代表選挙制度の変遷	5
3	委員会の判断	6
IV	本件放送3及び4に関する委員会の判断	
	— 選挙に対する関心を高めて、きめ細かな配慮をして欲しい	7
1	本件放送3及び4に共通する問題点	7
2	本件放送3の放送に至るまでの経緯等	7
3	本件放送4の放送に至るまでの経緯等	8
4	委員会の判断	8
V	おわりに — 自由闊達な取材・放送を願って	10

I はじめに——選挙の公平・公正性と放送とのかかわり

2010年7月に行われた参議院議員通常選挙に関連して、視聴者からBPOに対し、公示日の6月24日前後から投開票日の7月11日までに放送された4番組について、放送倫理上、選挙の公平・公正性にかかわる問題があるのではないかという意見が寄せられた（以下、同選挙を「参院選」といい、日時は特に付記しない限り2010年を指す）。

このうち2番組は、長野県のローカルニュース番組で、比例代表の非拘束名簿式の投票の仕組みを報道するなかで、長野県に関係がある4人の候補者だけを取り上げたものだった。残りの2番組は情報バラエティー番組で、選挙の公示後に特定の議員の名をあげて所属政党を当てさせるクイズを出題した番組と、あるタレント候補が3年前に出演した番組を投票日当日に再放送したものだ。

委員会は、9月10日の第41回会合で、これら4番組を視聴し討議した。これらは、選挙制度の趣旨を正しく理解しないまま制作したと思われる番組から、単純なミスと見られる番組まで、選挙の公平・公正性上の疑念を生じさせる程度にはそれぞれ相違があった。委員会は、こうした疑念の濃淡にかかわらず、4番組を一括して取り上げ、そこに潜んでいると思われる問題を審議することにした。

一括審議の理由は、代議制民主主義制度において選挙が公平・公正に行われることはその統治の正統性を担保する唯一無二の手段であり、民主主義の根幹を成すきわめて重要なものであるということに尽きる。国民は主権者として選挙で投票し、政治を託す代表者を選ぶことによって国の政治に参加している。現在の政治や政策に対する支持や批判、社会に生起している諸問題の解決への期待など、国政に対するさまざまな国民＝有権者の意思は選挙を通じて反映される。こうした民主政治のためには、代表者が正当に選ばれる必要があり、選挙の公平・公正性が厳格に要請されている。

一方、放送局は、放送という表現を通じて視聴者、有権者に対し政治に関する情報を提供し、民主主義に寄与する役割を担っているはずである。放送の現場で、もしも選挙の公平・公正性の重要性についての認識が低下しているとすれば、それは直ちに視聴者、有権者に提供される情報に歪みや偏りを生じさせ、選挙の公平・公正性を害することにもつながっていきかねない。

4番組を放送した放送局4局に対して、委員会が聴き取りを行った結果、問題の重要性の認識や受け止め方に放送局間で大きな差異があることが明らかになった。このままでは、将来制作される番組について、選挙の公平・公正性に関して深刻な問題が生じることも危惧される。

したがって、委員会は、4番組を事例として取り上げることを通じて、報道やバラ

エティーといった分野を問わずすべての放送関係者に、あらためて選挙にかかわる番組制作・放送における公平・公正性を徹底して欲しいと考え、本意見を公表することとした。

II 審議の対象とした4番組

委員会が審議の対象とした4番組は、次のとおりである。ここでは、公示日の前後を問わず、立候補予定者及び立候補者の用語を統一して「候補」又は「候補者」という。なお、候補者は公的な存在であること、さらに対象番組の内容をわかりやすく説明すること等を考慮し、各番組に登場する候補者名は実名で表記している。また、当該の番組をそれぞれ記述の順番に応じて、「本件放送1」「本件放送2」……等と呼ぶ。

1 本件放送1：長野朝日放送『a b nステーション』のなかの「参院選比例区 狙うは“個人票”」（6月22日放送、7分20秒）

『a b nステーション』は、平日の午後6時17分から55分までの枠で放送されている長野県を対象区域とする報道番組である。審議の対象となった「参院選比例区 狙うは“個人票”」は、参院選の公示2日前の6月22日に放送された。

本件放送1は、長野県関係の候補者4人の政治活動を紹介しながら、参議院の比例代表選挙の仕組みを説明するもので、以下のような内容であった。

まず、キャスターが「比例区の選挙に県関係では4人が名乗りをあげています。個人票獲得にしのぎを削るそのわけを取材しました」と述べて、番組が始まる。

自民党の小坂憲次候補が「もう一度国会で信州のために、そして日本の国のために働かせてください。お願いいたします」と街頭で訴える。同候補は衆議院議員を6期20年務めたが、今年の総選挙で落選し、初めて参院選比例代表に挑むことが説明された上で、同候補の「参議院の比例区というのは雲をつかむような話ですね」というインタビューが入る。

次に、参議院の選挙は都道府県単位の選挙区と全国単位の比例代表に分かれていること、比例代表は候補者名でも政党名でも投票できる点が特徴であることなど制度の概略が説明され、小坂候補を応援する国会議員が「この長野県で票が出なければ、小坂憲次さんの当選はありえません」と街頭演説を行う。

その後、比例代表の非拘束名簿式の投票の仕組みが、図とナレーションによって説明される。小坂候補の「政党が順位を決めるのではない。有権者がお決めになるので、私ども候補者の名前を書いて欲しい」とのインタビューに続いて、タレント候補が乱立するのも比例代表の特性であるという説明がなされる。

民主党の柳沢光美候補に移り、流通関係労組の組織内候補だという説明の後に、

組織で支持を訴える挨拶の映像や、同候補の政治信条が紹介される。参院選に向けた活動は全国に及び、県内入りできるのは数日だけと説明したあと、同候補が「別名“残酷区”というんでしょ。体力勝負です」などとインタビューに答える。

続いて共産党の森正明候補は、「北陸信越を中心に回っていきたい」「参議院の比例選挙の場合は“死に票”が出ないということでは一番良い制度かなと思っています」とインタビューに答え、街頭演説で医療福祉に関する政策を訴える。

比例代表の候補者は全国を飛び回るが、個人名の票の獲得を求めて重視するのは地元、県内であるというナレーションに続いて、小坂候補が「全国に同じような組織を作ることは不可能です。私の出身の1区、そして長野県。これが私の選挙の基盤です」と述べる。

比例代表には、11の政党から165人が立候補を予定しているというナレーションの後、小坂候補の「今の政治は見えてられない」と訴える街頭演説が紹介される。

政党名、候補者名のいずれで投票するのかについて、有権者の声ははさまれる。

前年の資料映像を使いながら、県内関係者に民主党の津田弥太郎候補もいるが、機械金属系の労組内候補で、公示後県内に入るのはわずか1日であると紹介される。

最後に、全国を相手にそれぞれの戦略で選挙を戦うことになるというナレーションで、番組が締めくくられる。

2 本件放送2：信越放送『SBCニュースワイド』のなかの「選択の夏再び～比例代表の選挙戦」（7月8日放送、4分30秒）

『SBCニュースワイド』は、平日の午後6時15分から55分までの枠で放送されている長野県を対象区域とする報道番組である。審議の対象となった「選択の夏再び～比例代表の選挙戦」は、投票日3日前の7月8日に放送された。

本件放送2は、長野県関係の候補者4人の選挙戦を通じて、参議院の比例代表制の仕組みを説明するものだった。

まず、キャスターが、あらかじめ政党内で候補者の順位が決まっている衆議院と異なり、参議院の比例代表はいわば横一列であり、長野県関係の4人の候補者の訴えにも違いが出ていると指摘して、番組が始まる。

民主党の柳沢光美候補が、街頭演説で「平仮名でもカタカナでも『やなぎさわ』5文字を書いていただきたい」と個人名での投票を訴える。

個人名での投票を訴える理由は選挙制度にあるとのナレーションが入り、図を利用しながら比例代表の非拘束名簿式の仕組みが説明される。

民主党の津田弥太郎候補の選挙活動に移り、応援の地元選出衆議院議員による「茅野市在住は津田弥太郎です。比例の選挙ではぜひ名前を書いてください」との街頭

演説が入る。

続いて自民党の小坂憲次候補が街頭で個人名の投票を訴えたり、陣営が同候補の名前を書いたウチワを配ったりする選挙戦のもようなどが取り上げられる。「ライバルは同じ党の比例候補者ということになってしまう」というインタビューも紹介される。

共産党の森正明候補の街頭演説に移り、政党名での投票を呼びかける様子が紹介された後、「党内の順位争いではなく国民に対する責任からいって、一番わかりやすい日本共産党と書いてもらうのが大事」という党県委員会幹部のインタビューが紹介される。

最後に、県区とは違う全国という土俵で候補者の熾烈な争いが続いている、というナレーションで番組が締めくくられる。

3 本件放送3：TBS『関口宏の東京フレンドパークⅡ』のなかの「3択SAMURAI」（6月28日放送、42秒）

『関口宏の東京フレンドパークⅡ』は、TBSが毎週月曜日午後7時から7時55分まで放送しているバラエティー番組で、複数のゲストがチームを組んでアトラクションに挑戦する。

審議の対象となった「3択SAMURAI」は、公示後の6月28日に放送された。これは、クイズに挑戦するゲストが待さながらに刀を持ち、3つの選択肢から不正解と思われる2つを刀で斬って正解を選ぶという演出になっている。このなかで「蓮舫議員の所属政党を残せ」という問題が出題された。

当日のゲストは4人であったが、指名されたゲストAは、3択のなかから「自民党」と「民主党」を刀で斬り、「社民党」を残して不正解となった。司会者やゲストらが口ぐちに間違いを揶揄すると、ゲストAは「蓮舫さんは知ってます。仕分けの人？」と応じて「民主党」と発言し、司会者の1人が「そうだよ、民主党を残せばよかったの」と話した。すると、他のゲストらがピンクレディーの「UFO」の振り付けで踊りながら、「UFO」という歌詞を「蓮舫」に変えて歌って、会場の笑いを誘った。

4 本件放送4：BSジャパン『絶景に感動！思わず一句 初夏ぶらり旅』のなかの「初夏の大自然満喫！人気の日光～尾瀬を訪ねて」（7月11日放送、12分11秒）

この番組は、タレント2人がリポーターとなり、島根、山形、日光などの行楽地を巡って自慢の一句を詠むという趣向である。2007年6月30日にテレビ東京が放送した1時間54分のオリジナル番組が、1時間25分に短縮されて、参院選

の投票日当日である7月11日の午後3時54分から放送された。

審議の対象となった「初夏の大自然満喫！人気の日光～尾瀬を訪ねて」は、山口県選挙区に民主党から立候補した俳優の原田大二郎候補が出演し、もう1人のタレントとともに、日光周辺を散策した後、老舗旅館の夕食や露天風呂を楽しみながら尾瀬沼で旅を終えるという構成になっていた。

Ⅲ 本件放送1及び2に関する委員会の判断 ——選挙制度に対する理解を深めて欲しい

1 本件放送1及び2に共通する問題点

長野朝日放送の『a b nステーション』と信越放送の『SBCニュースワイド』は、参院選の比例代表における非拘束名簿式の投票方法を説明し、視聴者に制度の理解と選挙への関心を高めてもらう目的で、それぞれ本件放送1及び2を企画した。この企画意図自体は意欲的なものであったが、非拘束名簿式の制度を紹介するために、両放送局が例として選んだのは、長野県に在住もしくは党県連に所属している4人の候補者（民主党2人、自民党1人、共産党1人）のみであった。

本件放送1及び2に共通する問題点は、非拘束名簿式の投票方法を視聴者にわかりやすく伝えることに集中するあまり、前提である参院選の比例代表という選挙制度自体を正しく理解して放送することを怠ったことにあると考えられる。

2 参議院比例代表選挙制度の変遷

参院選に比例代表が導入されたのは、1982年の公職選挙法改正に遡る。都道府県が対象の地方区が「選挙区」に、全国区が「比例代表」になり、拘束名簿式が採用された。これは、有権者が政党に投票し、その得票数によって政党に議席が割り当てられ、あらかじめ作成された名簿の順位が上の候補者から当選するという制度であった。これによって、死票を最小限にとどめ、政党を媒介にしながらではあるが国民＝有権者の政治意思を忠実に議席に反映しうるとされた。

その後、2000年に、比例代表の拘束名簿式が非拘束名簿式に変更された。有権者は、政党を選ぶ「政党名投票」と政党が提出した名簿に登載された候補者から1人を選ぶ「候補者投票」のいずれかを選択できることになった。政党名と候補者名の総得票数によって政党に議席が割り当てられ、政党内で候補者投票の得票が多い者から順番に当選する。この非拘束名簿式は、拘束名簿式と比べて、当選者の決定について、有権者の意思がより反映される面があるとされる。今回の参院選は、非拘束名簿式が導入されてから4回目の選挙にあたる。

3 委員会の判断

前記のとおり、比例代表はすべての都道府県、すなわち全国をひとつの選挙区域としており、制度上、「長野県」というような都道府県のひとつを選挙区域の区切りにはすることはあり得ない。放送局が独断で比例代表制の設定している選挙区域と異なる区切りを設定し、限られた候補者のみを取り上げて放送することは、選挙の公平・公正性を害し、選挙制度それ自体を歪めることになる。

このことはたとえば、参院選の比例代表に立候補したスポーツ選手やタレントのみを取り上げて選挙に関する番組を制作・放送した場合を考えてみればよい。これは、放送局が比例代表の制度上存在しないスポーツ選手という区切り、タレントという区切りを作り出したことになり、しかも、他の候補者に全く触れていない点で、これら候補者をきわめて不公平に取り扱ったことになる。

本件放送1及び2は、比例代表について、制度上あり得ない長野県という区切りを作り、この区切りに何か意味があるかのような印象を与えてしまっている。その結果、参院選に立候補した186人（長野朝日放送の放送時点では立候補予定者11政党の165人）のうち4人のみと、12の政党・政治団体のうち3政党のみを取り上げた。その他182人の候補者と9つの政党・政治団体は取り上げておらず、候補者間、政党・政治団体間に、明らかに政治的に不公平な取扱いをする結果を招いている。

なお、長野朝日放送と信越放送の両放送局は、委員会の聴き取りにおいて、長野県の視聴者に対して情報を提供するローカル放送局としての役割を意識したと強調していた。ローカル局が、放送区域の視聴者が関心を抱く問題を取り上げることに意味があるが、こと今回のような参議院比例代表選挙にかかわる番組において、長野県関係の候補者だけを取り上げて伝えることには、他の候補者よりも同県関係の候補者に同県内の有権者の関心を向かわせ、ひいてはそれらの候補者に投票することを誘導する効果を生みかねない危うさがあったことにも留意すべきであった。

*

以上のことから、委員会は、本件放送1及び2には、参議院比例代表選挙の制度を正しく理解しないまま番組を制作し、選挙にかかわる放送に求められる公平・公正性を欠いたという点で、放送倫理違反があったと判断した。

*

なお、長野朝日放送の本件放送1については、委員会の審議のなかで、選挙区域について誤った区切りをした放送倫理違反の他に、同一番組中に特定の候補者を頻繁に登場させ、視聴者に強く印象づけるような編集をしている点も問題ではないか、という意見が少なくなかった。この点については、明らかな放送倫理違反とまではいえないまでも、今後はそのような疑念を招くことのないよう、より慎重な構成と

編集に配慮するよう求めたい。

IV 本件放送3及び4に関する委員会の判断

——選挙に対する関心を高めて、きめ細かな配慮をして欲しい

1 本件放送3及び4に共通する問題点

本件放送3及び4は、それぞれ選挙の公平・公正性を害するおそれがあるが、故意にそれらを揺るがしたものとは認められない。その共通する問題点は、選挙期間中はもちろんのこと、選挙が近づいてきた時期に、選挙の公平・公正性の観点から、本来ならば厳重に確認すべき事柄を確認しなかったという不注意であろう。

こうした不注意の要因は、以下の2番組の放送に至るまでの経緯等に照らすと、制作と放送の現場において政治や選挙に対する関心が低く、きめ細かな配慮が行きわたっていなかったことにあるのではないかと思われる。

2 本件放送3の放送に至るまでの経緯等

本件放送3は、6月14日に収録され、放送が1週間延びた関係で、参院選公示後の6月28日に放送された。

「3択SAMURAI」のクイズ15問は、6月14日の収録に合わせて、1週間前の6月7日までに、チーフディレクターと担当ディレクターの2人が、構成作家の準備したクイズ案のなかから選択したものであった。このなかの1問が「蓮舫議員の所属政党を残せ」というクイズだった。なお、「UFO」の踊りと歌は、ゲストと司会者のアドリブだった。

TBSでは、時期の予測できる参議院選挙については、3か月前から立候補予定者の出演を禁止することを慣例としている。報道局政治部と編成考査局審査部は4月ころから数回にわたって全社員にメールを一斉送付し、この慣例の周知徹底を図るとともに、新人として立候補を表明したり、立候補する可能性のある有名人・芸能人については、リストを付して注意を喚起していた。これらのメールには、現職・元国会議員についても候補者になっているかどうかを確認するように促す注意が付されていた。

現職の蓮舫議員はメールのリストには入っていなかったが、番組スタッフは、同議員が参院選の改選議員であることを認識していたという。だが、同議員はすでに社会的に「時の人」であり、その所属政党を当てさせるクイズは一般的な時事問題にすぎず、そのうえ、議員本人が出演していないこと、VTR映像や解説等によってその人となりや政治活動を紹介・宣伝するものでもないのに、選挙の公平・公正性を害するような番組ではないと考えていた。

このため、クイズの選択時、部会での打ち合わせ時、収録時、編集時、編集後の確認時のいずれの段階でも、スタッフの間で選挙の公平・公正性の観点から疑問が出されることも、議論がなされることもなく、本件放送3に至った。

放送された直後から、選挙の公平・公正性に問題があるのではないかという指摘が視聴者から相次いだ。放送翌日には、自民党からも幹事長名で選挙の公平性に疑問を呈する文書が届き、TBSは同党に経緯の説明に赴き、お詫びの文書を出した。

また、同局のホームページにも視聴者への説明とお詫びの文章が掲載された。

3 本件放送4の放送に至るまでの経緯等

本件放送4は、委員会の聴き取りの結果、原田大二郎候補が参院選に立候補することを表明した5月以降に、投開票日の7月11日のみならず、参院選公示前の6月6日にも放送されていたことが判明した。

6月、7月と続けて放送されたのは、タイトルの『初夏ぶらり旅』の季節感に合わせ、初夏のころに放送する必要があったためだった。

BSジャパンは、日常的な番組編成業務をテレビ東京に委託しており、テレビ東京の編成局BS編成部が同業務を担当している。出演者情報の確認については、BSジャパンが作成した電子番組表（EPG）が利用されていたが、短縮版に編集される番組では出演者の一部がカットされることがあるため、誤りを防ぐ趣旨で出演者欄は記載しないのが通例になっていた。このため、『初夏ぶらり旅』の電子番組表の出演者欄は空欄となっており、テレビ東京の担当者は原田大二郎候補の出演に気がつかなかった。また、BSジャパンは、事前の視聴などの機会に、選挙の候補者を確認する仕組みも準備していなかった。こうして『初夏ぶらり旅』のなかに、同候補が出演していることが見逃され、本件放送4に至った。

7月11日の放送後、BSジャパンは、本件放送4に同候補が出演していることをインターネット上の視聴者の指摘で知り、翌日、番組を見て出演を確認した。

4 委員会の判断

TBSとBSジャパンは、日本民間放送連盟（民放連）の放送基準を準用して放送基準を策定している。民放連の放送基準は第2章で、「(12) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」と定めて、現職議員や候補者の出演については、公示後はもちろん、少なくとも公示の1か月前までには取りやめるよう解説している。この基準は、選挙が民主主義の基本であることに照らして、放送番組において選挙の公平・公正性を確保するために設けられたもののひとつであると考えられる。

放送の社会的影響力が大きいことを考えると、選挙の公平・公正性に対する配慮は、候補者が番組に出演しているかどうかという形式的な観点からの検討だけでは

十分でない。たとえ出演していない場合であっても、特定の候補者を取り上げることにについては、それが視聴者、有権者に与える印象の程度を考慮して、他の候補者との間で公平・公正性が害されるおそれがないかどうかという実質的な観点も合わせて判断がなされるべきであろう。

*

TBSの本件放送3は、議員本人が出演していないし、その政治活動を取り上げたものではなかった。しかし、選挙期間中に、1人の議員の名前をその所属する政党と結びつけるという演出によって、バラエティー特有のアドリブが加わった結果、議員の名前や政党名が繰り返し放送されることになった。こうした放送が、視聴者にその特定の候補者の名前を印象づける効果を生じさせた可能性は否定できないところである。

参院選の公示日が近づくなかで、番組スタッフは数回にわたり参院選に関する注意のメールを受け取っていたにもかかわらず、この程度であれば選挙の公平・公正性上の問題はないという安直な判断をしてしまった。これは、番組のスタッフの間に政治や選挙への関心が低く、選挙の公平・公正性に抵触する可能性についての注意力が乏しかったことに主な要因があるのではないかと疑われる。

放送後に視聴者からの意見が相次ぎ、自民党からも指摘があつて初めて、番組スタッフが本件放送3の有する問題性を認識した事実からも、こうした事情が窺える。バラエティー番組であるからこそ、かえって影響力が大きいことも把握しておくべきであった。

*

BSジャパンの本件放送4には、候補者が出演していた点で、民放連の放送基準に違反することは明らかであるが、その原因は出演者のチェックが行き届かなかったという単純なミスだった。しかし、この放送も、本件放送3と同様の問題を抱えていると思われる。

すなわち、BSジャパンは、業務委託しているテレビ東京がどのように候補者の出演の有無を確認しているのかについては、把握していなかった。実際には、テレビ東京は、電子番組表の出演者欄によって確認していたのだが、同欄が空欄だった本件放送4については、候補者の確認ができるはずもなかった。

6月6日及び7月11日の放送時に、社内で原田大二郎候補の出演に気がついた者は1人もおらず、7月11日の放送後にインターネット上の指摘でようやくミスに気がついており、選挙に対する関心の低さが際立っているように思われる。

*

委員会の聴き取りに対して、両放送局とも再発防止のためにチェック体制を強化すると答えている。TBSは上司が番組内容をチェックすることにし、BSジャパ

ンは電子番組表にすべての出演者情報を入力するとともに、別の番組情報システムを利用して、出演者情報の周知を図ることにしたという。

しかし、政治や選挙に対する関心の低さは、制作現場の忙しさや業務委託といった組織構造上の問題から生じている可能性もある。両放送局の再発防止策は、いわば上から押し付けるようなチェック体制であって、そうしたものが果たして十全に機能するのであろうか。番組を制作・放送している現場のスタッフ自らが、放送と政治・選挙のかかわりについて日頃から関心を高め、選挙の公平・公正性の意味を考え、感覚を鋭敏にすることによってしか、こうした問題を解決し、再発を防止することはできないように思われる。今後、現場のスタッフ一人ひとりが、同じような事態が発生しないように目配りし、自発的・自律的に再発防止のための努力を重ねるよう期待したい。

V おわりに——自由闊達な取材・放送を願って

以上見てきたように、今回、審議の対象となった4番組は、選挙における公平・公正性確保の重要性の認識や、選挙に対する関心や配慮の姿勢に問題があったと、委員会は考える。

それと同時に、市民が政治参加するにあたって、もっとも端的に意思を表明できる機会である選挙にかかわる情報提供に際しては、視聴者、有権者を誘導したり、特定の政党・候補者に偏るおそれのある放送をしない、という伝える側の基本原則が軽んじられていたことに対して委員会は憂慮せざるを得ない。

*

実は委員会が、選挙の公平・公正性にかかわる問題について議論をしたのは、今回が初めてではない。日本テレビが2010年3月21日に放送した『行列のできる法律相談所』のダメな夫を紹介することがテーマだった企画について、4月と5月の委員会で討議を行った経緯がある。

落選した前衆議院議員である夫と参議院議員である妻が出演した番組のなかで、夫の選挙区名とその選挙区を構成する自治体名、それに加えて次回の選挙での投票を依頼したようにも受け取られかねないメッセージが字幕スーパー入りで放送された。また、ブロック比例についても、夫妻が所属する政党への投票を誘導するような紹介が行われた。

同局は、この原因が番組担当者の勉強不足・認識不足だったと認め、バラエティーなどの制作担当者に対して繰り返し勉強会を実施するなどの善後策を講じていた。具体的な選挙の日程は定まっていなかったことも考え併せ、委員会としては、当該局の今後の放送にその事後処置の実効性があらわれているかどうかを見守ることとし、こ

の事案の審議入りはしなかった。

委員会は、以上の討議の要約をBPO報告（NO. 85）に詳しく記載し、BPOのホームページにも第38回委員会の議事概要として掲載した。選挙や候補者にかかわる放送については十分留意して欲しいという、すべての放送局に対する注意喚起のつもりであった。今回の4番組の担当者がこれらに目を通し、委員会の意図をきちんと把握していたならば、今回の事態をあるいは未然に防ぐこともできたのではないだろうか。

*

もうひとつ指摘しておかなければならないことがある。今回の審議の過程で、TBSの別の番組に、本件放送3と類似した事例があったことが判明した。

バラエティー番組『アッコにおまかせ』の6月6日の放送で、菅内閣の正式スタートを目前にして、初入閣の呼び声高い議員を、約2分間にわたって取り上げ、その議員のTシャツ作りを提案した。このTシャツ作りは、その議員の政治家としての活動とは全く関係のない話題であり、議員は番組にも出演していないが、出演者たちから議員の名前が繰り返し語られた。

放送時点では、公示日や投票日は正式決定していなかったものの、6月24日公示、7月11日投開票が広く流布されており、実際にもそのようになった。この番組の制作担当者は、選挙が間近なことや、その議員が立候補することは認識しながら、この程度なら問題ないと考えたとのことである。

*

これらの事実は、今回委員会が知り得た番組以外にも、選挙の公平・公正性にかかわる事例が、まだ他にもあったかもしれないということを示唆しているように思われる。

民主主義の根幹を成す選挙に対して、取材・制作者の間で意識の低下が生じていないだろうか。この程度なら問題ないという安易な判断が、場合によっては、新たな法規制を招くきっかけや口実となり、選挙についてはもちろんのこと、政治報道全般における自由闊達な取材・制作・放送活動の萎縮やその妨げにつながることはないだろうか、と委員会は危惧する。このことを、放送に携わる人たちには忘れてほしくない。報道の萎縮による被害者が、視聴者・有権者・市民であり、民主主義それ自体であることは言うまでもないことだからである。

以上